

# 羽根スポーツ広場（仮称）用地に関する土地利用方針

令和3年11月15日  
政策部総合政策課  
環境産業部環境共生課

## 1 目的

スポーツ広場用地としての位置付けがある羽根スポーツ広場（仮称）用地について、総合計画基本構想をはじめ、表丹沢魅力づくり構想や地域からの要望等を踏まえ、次のコンセプトに基づき、「秦野らしさを生かした土地利用」への転換を図ることにより、表丹沢の魅力向上につなげ、森林観光都市としてのまちづくりに寄与することを目的とし、本方針を定める。

## 2 土地利用のコンセプト

### 「森林資源の活用拠点を軸とした環境共生に資する土地利用」

## 3 土地利用に当たっての留意事項

羽根スポーツ広場（仮称）用地の土地利用に当たっては、土地利用のコンセプトをもとに、次に掲げる事項を踏まえ、本市にとって最適な土地利用となるよう努める。

### (1) カーボンニュートラル実現への貢献

2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」への挑戦を踏まえ、地域におけるエネルギー循環や地域循環共生圏の構築を見据えた近隣自治体との連携などにより、その実現に貢献する土地利用に努める。

### (2) 民間活力の導入

地域経済の活性化を図るとともに、土地利用に係る本市の財政負担の緩和や、土地の合理的な高度利用を促進するため、公民連携手法など民間活力の積極的な導入に努める。

### (3) 周辺施設との連携

新東名高速道路の開通に伴い、表丹沢エリアへのアクセス増加が期待されることから、表丹沢野外活動センターや里山ふれあいセンター等の周辺施設との連携を図り、相乗効果による誘客促進に努める。

#### 4 行政財産の今後の取扱い

羽根スポーツ広場（仮称）用地は、中日本高速道路株式会社への貸付期間内はスポーツ推進主管課が引き続き所管し、貸付期間満了をもって森林づくり主管課へ所管替えの手続きを行うものとする。

【位置図（表丹沢魅力づくり構想 資源マップから抜粋・加工）】



【概略区域図】

